

議案 第 50 号

物品売買契約の締結について

次の物品について、売買契約を締結することとする。

令和5年7月11日 提出

山都町長 梅 田 穰

- | | |
|-------------|--|
| 1 番 号 | 山企備第 4 号 |
| 2 件 名 | 山都町セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入 |
| 3 納 入 場 所 | 山都町役場本庁及び各支所 |
| 4 契 約 金 額 | 6, 567, 000円 (税込み) |
| 5 契 約 相 手 方 | 熊本県熊本市中央区上通町10番1号 肥後上通ビル4階
肥銀カード株式会社
代表取締役社長 神谷 英文 |
| 6 入 札 の 方 法 | 随意契約 |

(提案理由)

本件の物品売買契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年山都町条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

物品売買契約概要

- | | |
|----------|---|
| 1 本件の概要 | 本件は、来庁者が役場窓口で公共料金や手数料等を支払う際に使用するセミセルフレジ及びキャッシュレス決済用機器を導入するものであり、当該機器を導入することで、多様な決済手段による住民の利便性の向上と現金管理における職員の事務負担軽減を図り、より質の高い住民サービスの提供を図るもの。 |
| 2 番 号 | 山企備第 4 号 |
| 3 件 名 | 山都町セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入 |
| 4 規格・数量 | 別紙機器一覧のとおり |
| 5 納入場所 | 山都町役場本庁及び各支所 |
| 6 開札年月日 | 令和 5 年 7 月 3 日 |
| 7 予定価格 | 7, 400, 000円 |
| 8 契約金額 | 6, 567, 000円 |
| 9 業者選定理由 | 公募型プロポーザル審査による業者選定 |
| 10 契約相手方 | 熊本県熊本市中央区上通町10番1号 肥後上通ビル4階
肥銀カード株式会社
代表取締役社長 神谷 英文 |
| 11 財源内訳 | <u>備品購入費</u> 6, 567, 000円
国庫補助金 3, 283, 000円
一般財源 3, 284, 000円 |

開 札 調 書

事業年度 令和5年度
 件名 山都町セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入
 規格、数量等 別紙のとおり
 納入場所 山都町役場本庁及び各支所
 開札年月日 令和5年7月3日

予定価格	7,400,000	円
見積書比較価格	6,727,272	

NO	商号	代表者	コード	第1回入札			第2回入札		
				金	額	順	金	額	順
1	肥銀カード株式会社	代表取締役社長 神谷英文		¥	5,970,000	1	落札		
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

(入札金額) $¥5,970,000 * 1.1 = ¥6,367,000$ (落札価格) うち消費税及び地方消費税の額 ¥ 597,000

保証の種類(○をつけること。)

保証金 ・ 国債 ・ 銀行等 ・ 保証会社 ・ ボンド ・ 保険 ・ 免除



物 品 売 買 (仮) 契 約 書

山都町（以下「甲」という。）と肥銀カード株式会社（以下「乙」という。）とは、物品の売買に関して、以下のとおり契約する。

なお、この契約は、議会の議決を経たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を経られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとし、契約書及び仕様書等に従い、この契約を履行しなければならない。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 番 号 | 山企備第 4 号 |
| (2) 件 名 | 山都町セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入 |
| (3) 品名及び数量 | 別紙機器一覧のとおり |
| (4) 契 約 金 額 | 一金 6, 567, 000 円
(うち取引にかかる消費税額及び地方消費税の額 597, 000円) |
| (5) 納 入 期 限 | 令和 5 年 12 月 28 日 |
| (6) 納 入 場 所 | 山都町役場 本庁及び各支所 |
| (7) 代金支払場所 | 山都町役場 会計課 |

(契約保証金)

第2条 契約保証金は免除する。

(納入の通知)

第3条 乙は現品を納入場所に持ち込んだときは、直ちに納品書をもってこの旨を甲に通知するものとする。

(検査)

第4条 甲は前条の通知を受けた日から起算して10日以内に、乙の職員の立ち会いを求めて検査を行うものとする。

2 検査の結果、不良品があるときは、乙は当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては前条及び前項の規定を準用する。

3 検査に合格したときは、甲は現品を受領し、直ちに受領書を乙に交付する。

4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又は毀損したものの損失は、乙の負担とする。

(危険負担)

第5条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、毀損等は、すべて乙の負担とする。

(担保責任)

第6条 現品納入後、甲において損傷等を発見した場合には、それが甲の過失による場合を除き、乙は甲の指定する期日までに、これを良品と交換するものとする。

2 前項の場合において、乙が交換に応ずる期間は、現品納入後1年間とする。

(代金の支払)

第7条 売買代金の支払は、検査が完了し、甲が現品を受領した後、乙からの支払請求書を受領した日から30日以内にするものとする。

(履行遅滞)

第8条 乙が物品を納入期限までに納入しない場合は、甲に特に遅滞料を徴収して延期を承認することができる。この場合の遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数1日につき売買代金の1,000分の1に相当する金額とし、売買代金支払の際に売買代金から控除するものとする。

2 天災地変等で甲がやむを得ないと認めるとき、又は甲の都合により納入が遅れたときは、遅滞料を徴収しないものとする。

3 第4条第2項及び第6条に規定する場合において、指定された期間内に乙が良品を納入しないときは、前2項の規定を準用する。

(解除)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この契約を解除して、過怠金として売買代金の100分の10に相当する金額を徴収することができる。

(1) 乙が第1条に定める納入期限又は第4条第2項若しくは第6条の指定期日までに良品を納入しないとき。

(2) 乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(3) 現品の検査に際して乙若しくはその代理人、又はこれらの使用人等が甲の職員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正の行為があると甲が認めたとき。

(費用の負担)

第10条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和5年7月4日

甲 熊本県上益城郡山都町浜町6番地
山都町長 梅田



乙 熊本県熊本市中央区上通町10番1号肥後上通ビル4階
肥銀カード株式会社
代表取締役社長 神谷 英文



機器一覧

番号 : 山企備第 4 号

件名 : 山都町セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入

No.	機器名称	型番	数量	単位
【POSシステムセミセルフレジ】				
1	POS端末	iTR6000P	3	
2	POSアプリ	Progress- I	3	
3	レシートプリンタ	CT-S257	3	
4	2ndディスプレイ		3	
5	スリッププリンタ	TM-U590	3	
6	セミセルフ専用硬貨つり銭機	RT-380-H	3	
7	セミセルフ専用紙幣つり銭機	RAD-380	3	
8	ケーブル	RT DOS/Vインチ	3	
9	RR-380タケジョウカバー		3	
10	ハンスキャナ	L-22X-V-WHT	3	
11	部門集計ソフト		3	
12	納品設置		3	
13	初期設定		3	
【キャッシュレス決済端末】				
14	キャッシュレス決済用端末	JT-VT10/JT-VC10	3	

セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入機器概要

【 現在の状況 】



役場窓口での手数料等の支払い方法は現金以外に選択肢がなく住民の多様なライフスタイルに対応していない状況。また職員は毎日現金管理を行う必要がある。

【 主要な導入機器 】



RT-380-H
硬貨つり銭機

RAD-380
紙幣つり銭機



iTR6000P

職員側操作用
ディスプレイ

POS端末



キャッシュレス決済端末

JT-VT10 / JT-VC10



2ndディスプレイ

来庁者側用
ディスプレイ